

医政医発 0731 第 1 号  
平成 29 年 7 月 31 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医事課長  
（ 公 印 省 略 ）

臨床研修病院が研修医の募集及び採用を行う際の留意事項等について

臨床研修病院が研修医の募集及び採用を行う際、その地域医療への従事要件等（以下、「従事要件等」という。）に配慮することについては、「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成 15 年 6 月 12 日付け医政発第 0612004 号）において規定されているところである。

今般、臨床研修病院が研修医の募集及び採用を行う際の留意事項等について、別途、各地方厚生局長あて通知しているため、御了知いただきたい。

貴職におかれては、当該留意事項等について御了知の上、別添様式により従事要件等が課せられている研修希望者の氏名、大学及び従事要件等のリストを作成し、毎年 8 月 21 日までに厚生労働省あて電子メール（宛先：ishi-kensyu@mhlw.go.jp）により送付していただくとともに、研修希望者の従事要件等に関して臨床研修病院等から照会があった場合には御対応いただきたい。

また、当該研修希望者について、採用先病院を調べた上で、従事要件等と研修プログラムに齟齬がないかどうかを確認し、送付していただいたリストに追記し、毎年 4 月末日までに厚生労働省あて電子メール（宛先：ishi-kensyu@mhlw.go.jp）により御送付いただきたい。

なお、医学を履修する課程を置く大学に附属する病院については、文部科学省より周知を行うよう依頼していることも申し添える。